

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十七年二月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十六年四月二十二日奈良県指令建第九二―二二八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年二月十八日建第八三九五号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十七年二月十八日建第五〇四六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市大字吉井四八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡川西町大字結崎六二四番地の三  
有限会社Y o u & I コーポレーション 取締役 藪内範子

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市大字吉井四八番一の一部

一 許可番号

平成二十六年四月二十五日奈良県指令建第九二―一九五号

平成二十六年九月八日奈良県指令建第九二―一九五―一号

平成二十六年十月二十七日奈良県指令建第九二―一九五―二号

平成二十七年一月二十六日奈良県指令建第九二―一九五―三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年二月十八日建第八三九六号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十七年二月十八日建第五〇四七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

磯城郡田原本町大字十六面五二番一、五三番三、五四番三、五五番、五六番、五七番一、五七番二、五八番一、五九番一、六〇番二、六一番、六二番、六三番、六四番、

六五番、六六番、六七番、六八番、六九番、七〇番一、七一番一、七二番一、七三番一、七四番一、七五番一、七六番一、七七番一、七八番一、七九番一、八〇番一、八四番二、八五番二、八六番二、八七番二、一五七番三、一五七番五、三七一番一、三七二番一、三七三番一、三七四番一及び三七五番並びに大字保津二八七番一、二八八番一、二八九番一、二九〇番一、二九一番一、二九二番三、二九三番及び二九四番二（二工区）

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

和歌山県和歌山市中島一八五番地の三

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

奈良市富雄川西一丁目二〇番六号

畠山好央

五 公共施設の種類、位置及び区域

緑地 磯城郡田原本町大字十六面五二番一、五三番三、五四番三、五七番一、五八番一、六九番一、七〇番一、七一番一、七二番一、七三番一、七四番一、七五番一、七六番一、七九番一、八〇番一、八四番二、三七一番一、三七二番一、三七三番一及び三七四番一の各一部並びに大字保津二八七番一及び二九三番の各一部

一 許可番号

平成二十六年十月三十一日奈良県指令建第九四―一二四号

平成二十七年一月二十二日奈良県指令建第九四―一二四―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年二月十九日建第八三九七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡王寺町本町二丁目二七七番一、二七七番三、二七九番一、二七九番九、二八〇番一、二八一番二及び二八一番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡王寺町本町二丁目二九番一〇号

植田珠史

一 許可番号

平成二十六年十一月五日奈良県指令建第九四―一三六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年二月二十日建第八三九八号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十七年二月二十日建第五〇四八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市田町二二二番一の一部、二二三番一の一部、二二四番一及び二二五番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市中曾司町二三三番地四

有限会社前川ホーム 代表取締役 前川正文

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市田町二二二番一及び二二三番一の各一部

下水道 天理市田町二二二番一及び二二三番一の各一部

一 許可番号

平成二十五年六月三日奈良県指令建第九〇―二四三号

平成二十六年十二月十六日奈良県指令建第九〇―二四三―一号

平成二十七年二月四日奈良県指令建第九〇―二四三―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年二月二十日建第八三九九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市本町五〇番一、五〇番三、五〇番四、五〇番六、五〇番八、五五番一一、五

五番一六、五五番五〇、五五番五二、五五番五三、五五番五七、五五番六一、六〇番、

六一番一、三〇四番七、三〇四番一七及び三〇四番八七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市本町一番七号

医療法人学芳会倉病院 倉一彦